

豊田市中等度以下難聴児補聴器購入費等助成制度のご案内

豊田市では、身体障がい者手帳の交付の対象とならない中等度以下の難聴児の言語や精神の発達、学力の向上など児童の成長を支援するため、補聴器購入費等の一部を助成します。

項目	内容
対象者	<ul style="list-style-type: none">■ 次の要件を満たす難聴児<ul style="list-style-type: none">・ 市内に住所を有する18歳以下の者（18歳の者にあつては18歳に達した日の属する年度の末日までの者）であること。・ 医師が補聴器装用の必要性を認めた者・ 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令の規定に基づき、補聴器購入費の助成を受けていないこと。 <p>※聴覚障がいの身体障がい者手帳の交付となる場合は対象外です。</p>
助成額	<ul style="list-style-type: none">■ 助成額は、購入又は修理費用の3分の2（1円未満切捨て）。 <p>※助成の対象となる補聴器は、「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」に定める補聴器となります。</p>
申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none">■ 助成申請書（様式第1号）■ 医師の意見書（様式第2号）■ 必要とする補聴器の見積書■ 学校長の意見書（デジタル補聴システムを必要とする場合）
その他	<ul style="list-style-type: none">■ 申請は必ず購入前にしてください。購入後の申請は対象になりません。■ 買い替えによる申請は、助成決定を受けた日から原則、5年を経過するまでできません。

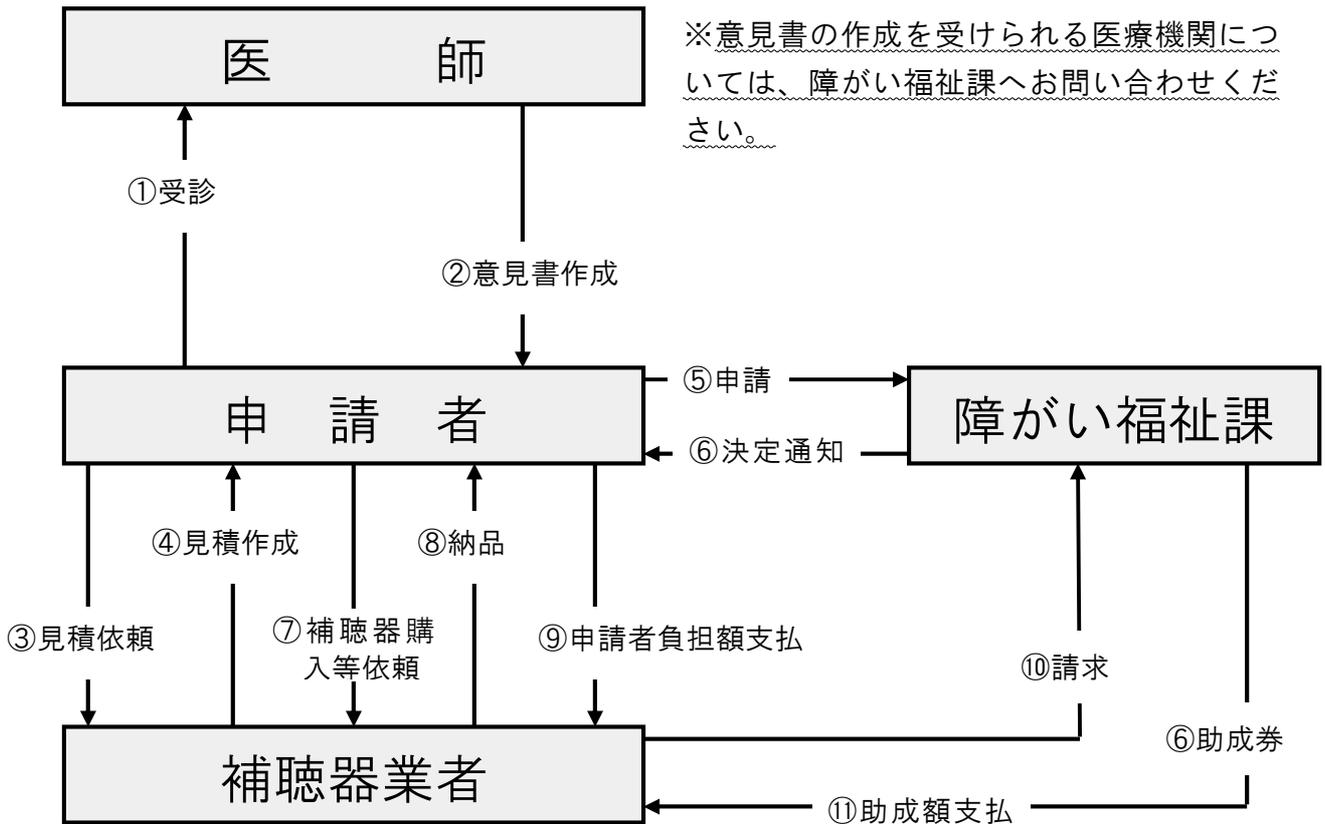
【意見書の作成が受けられる医療機関及び補聴器業者を定めています】

※意見書は、原則として障がいの日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項に規定する指定医療機関の主たる医師が作成したものとされています。

※補聴器業者は、本市の補装具費の支給に係る代理受領の覚書を締結している業者としています。

裏面に続く

手続きの流れ



①受診	医師の診察を受けてください。
②意見書作成	医師から意見書の交付を受けてください。
③見積依頼	補聴器業者へ医師の意見書に基づいた補聴器の見積書の作成を依頼してください。
④見積作成	
⑤申請	申請書に医師の意見書、見積書などを添付して申請してください。
⑥助成決定	市は、申請書類を審査し必要と認めた場合は、申請者へ決定通知書を送付します。また、助成券を業者へ送付します。
⑦補聴器購入等依頼	決定通知書を受領した後、補聴器業者へ補聴器の購入又は修理を依頼してください。 納品後、補聴器業者へ申請者負担額を支払い、助成券に記名してください。
⑧納品	
⑨申請者負担額支払	
⑩助成額請求	補聴器業者は、指定の請求書に助成券を添付して市へ助成額を請求します。
⑪助成額支払	市は、補聴器業者へ助成額を支払います。

【問い合わせ】 豊田市 障がい福祉課

〒471-8501 豊田市西町3丁目60番地

電話 0565-34-6751 FAX 0565-33-2940